

別記 1

1. 認証マーク規格

認証マークのデザインは以下のとおりとする。

なお、基準色等については、別記2のとおりとする。

(1) 標準



(2) すだちくん無し



2. 使用規定

(1) 縦横の比率やロゴマークと文字の比率を変更することは不可とする。

(2) 基準色以外への変更は不可とする。なお、印刷の制約等により基準色が使用できない場合には、一色又はモノクロでの使用も可とする。

(3) 義務記載事項の文字の大きさは8ポイント（JIS規格）以上を確保する。
できない場合は、5.5ポイント以上とする。

3. 表示例

(1) 農林産物

登録番号、生産組織（者）の名称及び問い合わせ先を一体的に表記する。



(2) 加工食品

認定農産物を使用している旨を含める必要がある。

